

8-(1)	現金取引の本人確認基準金額上限(200万円)の引き上げ
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	犯罪収益移転防止法
要望の具体的内容	<p>3月25日付犯罪収益移転防止法施行規則の改正により、200万円超の現金支払いの本人確認方法が一部緩和されているが、被災者のなかには地震保険金しかあてにするお金が無く、またすぐに現金や小切手で保険金が欲しい被災者も多い。一方、保険会社では現金資金を確保したうえ、本人確認等の管理体制を構築できないと現金払い等が難しい状態である。そのため、被災者の方が、現金でも容易に保険金を受け取れるようにするために、本人確認が必要な金額の引き上げを認めていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現行法上200万円超の現金支払いには本人確認手続きが必要だが、被災地で迅速な対応のための障害となっている場合があり、限度額の引き上げが必要。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁

8-(2)	貸金業法における総量規制の例外措置の認定
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	貸金業法施行規則第10条の23第4項
要望の 具体的内容	<p>第4項の「特定費用」として、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」が定義されているが、今回の震災被害についても、特定費用に該当することを確認したい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現状、改正貸金業法について、総量規制の「例外」となる貸付として「社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付」ということが追加されている。今回の震災被害についても、これに該当することを明確化する等の措置は、趣旨を踏まえた対応との認識であり、明確化した上での被災者に対する周知徹底が必要。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁、消費者庁、法務省

8-(3)	貸金業法における書面交付義務の緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	貸金業法第17条及び第18条
要望の具体的内容	<p>貸金業法で、取引の都度交付が定められている書面(法第17条、第18条)については、本人からの要請がない場合「当面の間」交付を義務としないよう、緩和策を検討していただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>貸金業法第17条第1項では、いわゆるリボルビング契約に基づく出金を行った際、遅滞なく書面を交付しなければならないと定められており、また、第18条では弁済を受けたときはその都度直ちに書面を交付しなければならないとされている。現状、大手の貸金業者を中心として、顧客利便性の観点から銀行等の金融機関との提携が進んでおり、顧客が提携ATM等を利用した場合には、その場で入出金額等が記載された書面を交付するとともに、後日貸金業者から詳細な書面を自宅等へ送付することとしている。</p> <p>しかしながら、今般の震災により被災地域に居住する顧客の中には、避難所や親戚の家などに身を寄せる生活を余儀なくされている方も相当数存在しており、利用いただいた都度、共同生活をしている避難所や親戚の家などへ貸金業者からの書類を送ることは、顧客への配慮を考えれば、適切な行動であるとは言い難いと思料される。</p> <p>については、提携金融機関のATMを利用した顧客に、後日、詳細な書面を自宅等に送付することを「当面の間」義務としないものとしていただきたい。</p> <p>なお、当然ながら顧客からの要請があった場合には、再交付を行うものとする。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁及び消費者庁

8-(4)	貸金業法における個人顧客からの書面徴求義務の緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	貸金業法第13条の2第2項に基づく施行規則第10条の23第2項第2号の2
要望の具体的内容	<p>特定緊急貸付時に被災された顧客から提出を受ける「当該費用の支払に係る領収書その他資金の用途を確認することができる書面」について、当面の間、顧客からの申告により確認を行うことができることとしていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>用途を確認できる書面については、震災により書面発行自体が困難な状況が想定されること。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁及び消費者庁

8-(5)	被災影響が大きく早期復旧が難しい中堅・大企業向けの民間金融機関融資にかかる公的債務保証制度の創設
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	(新設の要望につき無し)
要望の具体的内容	被災影響の大きいため早期復旧が困難な中堅・大企業の復旧・復興に向けた民間金融機関融資にかかる公的債務保証制度を創設。金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査を実施する(金融機関別に保証枠を設定する)等の、当該制度を柔軟に運営するための措置も同時に検討。
規制の現状と要望理由	<p>今般の震災により直接被災し生産設備や営業店舗が大きく破壊された企業では、とりわけすでに借入れがある場合、貴重な技術力や確固とした顧客基盤を有していても、民間での信用供与が困難となるケースも想定される。こうした場合に、これら企業の借入れに公的保証を付けることで、企業の資金調達を容易にし、企業の存続、雇用の確保を図ることが可能になる。</p> <p>その他の優良企業であっても、今後復興に向けた資金需要が大きくなる中で、金融機関がバーゼルⅢ規制などの制約から、必ずしも十分にその資金需要に応えきれない恐れがある。巨額の資金ニーズに対し十分な資金供給を確保して行くためには、公的機関の信用保証により、信用リスクアセットを抑制することが効果的である。具体的には、中小企業向け信用保証制度と同様、中堅・大企業を対象に、直接被災により信用力が低下した企業向けローンに対する信用補完や、優良企業からの巨額資金ニーズも含めた資金支援に対し信用リスクアセットの増加を抑制する枠組みとして、旧来の枠組みにとらわれない、新たな信用保証制度を創設していただきたい。</p> <p>同時に、企業の調達ニーズに適時に対応するため、金融機関の審査をベースに後付けで保証を付与するスキームとし、迅速な審査、実行を可能する(金融機関別に保証枠を設定する)などの、柔軟な運営に向けた措置も検討いただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

8-(6)	弔慰金受給者データの民間生命保険会社への開示
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律第4条 等
要望の具体的内容	<p>・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく弔慰金受給者のデータの民間生命保険会社への開示をお願いしたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第4条において、「災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する」とされており、第3条において、「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる」とされている。当該法律に基づいて支払われた弔慰金受給者データを提供いただければ、民間生命保険会社においても、行方不明者に関して死亡と推定して、死亡保険金を支払うことの検討が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省社会・援護局総務課

8-(7)	「全国避難者情報システム」の民間利用の容認
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	災害救助法第30条 等
要望の具体的内容	<p>保険金受取人等の所在確認、保険金請求手続き等の案内、行方不明者の生死の特定等の観点から、保険会社による、「全国避難者情報システム」へのアクセスまたは照会を認めていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の「全国避難者情報システム」は、情報の提供先が避難先市町村や避難元市町村等の関係行政機関に限定される。 ・「全国避難者情報システム」へのアクセス、または、避難元の市町村等に対し、「全国避難者情報システム」から入手した避難者情報につき、保険会社による照会を認めていただきたい(総務省から各自治体に対し、「生命保険会社からの住所照会に関しては、避難者情報システムによる情報提供についても便宜を図ること」といった通知をしていただくことも考えられる)。 ・「全国避難者情報システム」へのアクセスまたは照会が可能となれば、保険金受取人の所在の把握、行方不明者の生死の特定ができるため、迅速・正確な保険金支払に資する。
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省社会・援護局総務課

8-(8)	行方不明者に関する死亡を推定する証明書の発行
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	民法30条、戸籍法89条 等
要望の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が行方不明者の捜索を行ったにも関わらず、一定期間生死が不明で死亡が推定される場合、警察から当該行方不明者に関する死亡を推定する証明書を発行いただきたい。
規制の現状と要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法89条にて、「水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調べをした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告」を行う「認定死亡」の制度があるが、今回の津波による行方不明者については、当該死亡の報告自体が困難であることも想定される。 ・今回の震災の状況に鑑みると、警察が行方不明者の捜索を行ったにも関わらず、一定期間生死が不明な場合は死亡が強く推定されることも多いため、死亡が強く推定される旨の証明書を警察から発行いただくことにより、当該行方不明者の保険金受取人に対し迅速に死亡保険金をお支払することが可能となる。
制度の所管官庁及び担当課	警察庁、海上保安庁、法務省民事局、最高裁判所

8-(9)	行方不明者に関する死亡を推定する証明書の発行(危難失踪の認定)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	民法30条、戸籍法89条 等
要望の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の行方不明者の死亡を推定する証明書を民法30条の失踪宣告の申請時の添付書類として活用し、申立の早期受付を行うなど危難失踪の迅速な認定を行っていただきたい。
規制の現状と要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・民法における「危難失踪」は危難が去ったときから、1年経過後に利害関係人が家庭裁判所に請求することにより死亡したと見做される(民法30条2項および31条)。 ・危難失踪における宣告手続においては、通常、失踪を証する資料が必要とされるが、今回の震災においては、警察の行方不明者の捜索に関する情報以外の資料を申立人が提出することは困難と想定される。また、一定期間経過後の家庭裁判所調査官による調査にも限界があると考えられる。 ・行方不明者の死亡を推定する証明書が警察から発行されれば、当該資料は失踪宣告の認定にあたっての判断材料となり、危難失踪の迅速な認定に資する。また、危難から1年経過する前に失踪宣告の申立を認めるなどにより、大量の申立が想定される危難失踪の認定手続の迅速化に資する。
制度の所管官庁及び担当課	警察庁、海上保安庁、法務省民事局、最高裁判所

8-(10)	行方不明者に関する死亡を推定する証明書の発行(自治体の死亡認定)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	民法30条、戸籍法89条 等
要望の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の行方不明者の死亡を推定する証明書を自治体における認定死亡の判断に活用し、迅速な認定を行っていただきたい。
規制の現状と要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・認定死亡においては、死亡の報告が前提とされているが、今回の震災の行方不明者においては当該報告が困難であることが想定される。 ・行方不明者の死亡を推定する証明書が警察から発行されれば、当該資料は行方不明者の生死を判断する有力な材料となる可能性があるため、自治体における認定死亡の判断に資すると考えられる。
制度の所管官庁及び担当課	警察庁、海上保安庁、法務省民事局、最高裁判所

8-(11)	行方不明者に関する死亡を推定する証明書の発行(証明書の形式記載内容)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	民法30条、戸籍法89条 等
要望の具体的内容	<p>・当該証明書について、迅速な取得、記載内容の水準を担保する観点から、見本を提示するとともに、入手方法、形式の統一(搜索の状況、死亡推定日の記載等)、発行元の明確化をお願いしたい。また、証明書に個人を特定できる情報(氏名・性別・生年月日・住所等)を記載いただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>・当該証明書の見本の提示や形式の統一等により、迅速な取得、記載内容の水準が担保されることから、あわせて検討願いたい。特に、搜索の状況や死亡推定日等が記載されることにより、保険金支払、失踪宣告、死亡認定に資すると考えられる。</p> <p>・証明書に記載された個人を特定する観点から、氏名・性別・生年月日・住所等の情報を記載いただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁、海上保安庁、法務省民事局、最高裁判所

8-(12)	警察の死亡者リストデータの項目詳細化(生年月日、カナ氏名、住所等)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	—
要望の具体的内容	<p>・警察の死亡者リストの情報に生年月日、カナ氏名、住所(※)を加えていただきたい。 (※)各県警により異なる</p>
規制の現状と要望理由	<p>・警察の死亡者リストにおける情報(氏名、年齢、性別、住所の一部)では、同一人判定が困難なケースも少なくないため、生年月日、カナ氏名、住所等の情報を付加した情報が提供されれば、より迅速・的確に保険金の請求案内・支払を行うことが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁

8-(13)	投資信託に関わる運用報告書の交付方法の見直し
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律第5条第2項、第14条、投資信託財産の計算に関する規則第58条
要望の具体的内容	<p>受益者に交付する運用報告書について、実物又は電子的な交付に関わらず、全て簡易版(特に重要と考えられる事項のみを記載した運用報告書)とし、その他の法定記載事項については受益者からの請求により開示する措置を講じて頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>「投資信託及び投資法人に関する法律」第14条において、投資信託委託会社はその運用指図を行う投資信託に関して、計算期間の末日ごとに、運用報告書を作成し受益者に交付しなければならないとされている。また、運用報告書については、電子交付を実施する場合、受益者の事前承諾が必要である。</p> <p>当該運用報告書の記載事項及び様式については、「投資信託財産の計算に関する規則」にて定められているが、商品の内容によっては重要性の低い事項の記載につき多量の紙面数を使って提供されている事態が発生している。</p> <p>東日本大震災においては、印刷会社の工場自体の被災、印刷機を動かすための電力消費、運用報告書を郵送するためのガソリン消費、及び郵便・交通事情の悪化、等の状況が発生している。当該状況を鑑み、多量の紙面を要する運用報告書の記載内容について見直しが必要と考えられることから、本要望を行うものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企業開示課

8-(14)	確定拠出年金に関わる①災害時特別引出措置、②特別融資措置の導入、③脱退一時金の受給要件緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	確定拠出年金法28条 附則第2条の2 附則第3条、所得税法第34条 法人税法附則第20条4項
要望の 具体的内容	<p>①確定拠出年金加入者である東日本大震災の被災者について、自らの個人勘定資産を引き出せる措置を講じて頂きたい。なお、当該引出額は、一定の期間内に、個人勘定に返済されるものとする。</p> <p>②確定拠出年金加入者である東日本大震災の被災者について、自らの個人勘定資産に見合う金額につき、政府系金融機関等から無利息で融資を受けられる措置を講じて頂きたい。</p> <p>③被災者の生活資金確保のため、確定拠出年金制度からの脱退一時金の受取要件の緩和により、個人別管理資産の全部または一部を引き出し可能とする。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>確定拠出年金では、60歳到達前の給付の受取は、加入者の死亡時、障害時などに厳しく制限される。また、加入資格喪失時に、脱退一時金として、加入期間3年以下又は個人勘定資産50万円以下といった要件を満たせば例外的に引出が認められるにとどまる。他方、確定拠出年金加入者のステータスを維持したままで、緊急時の引出を行う手だては設けられていない。</p> <p>東日本大震災の復興においては、個々人の生活立て直しのための資金源が必要であり、そのために加入者が確定拠出年金資産を活用できるような措置を講じることは有意義である。さらに、従業員の生活基盤の安定は、復興に向けた企業活動においても不可欠である。</p> <p>確定拠出年金法においては、老後資産形成の観点から、原則60歳未満で給付請求を行うことは認められておらず、脱退一時金の給付請求は、同法附則第2条の2及び附則第3条に定めた条件を満たす場合に厳しく限定されている。例えば、通算拠出期間が3年超かつ個人別管理資産額が50万円超の場合には、脱退一時金の受取要件を満たすことはなく、障害や死亡の場合を除き、確定拠出年金制度から自身の個人別管理資産を引き出すことはできない。また、脱退一時金は、一時所得として所得税課税の対象となる。被災者の当面の生活資金の確保ニーズに鑑みれば、少なくとも脱退一時金の受取要件を緩和すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

8-(15)	確定拠出年金の掛金拠出の事後的訂正の容認
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	確定拠出年金法21条及び54条
要望の具体的内容	<p>確定拠出年金の事業主掛金拠出(移換金含む)に関する規制を緩和し、災害時など真にやむを得ない場合等、一定の要件下で、社会保険料と同様に1年間の掛金納付の猶予を可能とする措置をとって頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>確定拠出年金では、事業主は毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとされている。しかし、東日本大震災の発生により、当該掛金の期限内の納付が極めて困難あるいは不可能という事態が生じた。については、災害時など一定の要件を定めた上で、当該要件に該当した場合には、1年間の掛金納付の猶予を可能とすることが、確定拠出年金の制度の安定的運用において重要であるため、本要望を行うものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

8-(16)	「被災者生活再建支援制度」手続きの迅速化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	被災者生活再建支援法 施行令 第4条
要望の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の受付、処理の迅速化及び結果の早期回答
規制の現状と 要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現状当該申請をするにはまず、お客様が市町村に連絡し、被災状況を確認してもらい「被災証明書」を発行、その証明書を添付して申請するという作業が必要となる。そのためにはまず役所の人に被災現場を確認していただく必要があるため補修に手が付けられない。 ・申請書類は「市町村」→「都道府県」→「支援法人」→「国(内閣府)」と流れ、その結果もその順位でおりにくるので、お客様に結果が届くのにかなりの時間が必要となる。
制度の所管官庁 及び担当課	内閣府

8-(17)	自治体における保管車両等のリストの公表
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	環境省通知「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」
要望の具体的内容	<p>津波の被害にあった車両の処分に関しては環境省通知「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」において、各自治体が保管の対象となる車両ナンバーをリスト化されることとなっているが、諸手続き(例:契約解約による保険料の返還手続き)の迅速化につながることから、対象車両の公表を速やかに行っていただきたい。また、リストを発見場所ごとにPDF化している自治体もあり、所有者が流された車両を発見しにくくなっているため、リストデータの一覧化をお願いしたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>保険会社では契約者の申出により解約手続きを進め、保険料の返還を行っているが、車両リスト情報が提供されれば申出のない契約者に対しても迅速な保険料の返還等が可能。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省、地方自治体